

## ソ連邦における労働紛議審理制度 (3)

中村賢二郎

はしがき

## 1 労働紛議審理制度の形成過程

## 2 旧規則下の紛議審理制度

(1) ネップ時代の紛議審理制度 (1922—1933年6月)

(2) ソ連邦労働人民委員部とソ連邦労働組合中央評議会の合併以後の紛議審理制度  
(1933年6月—1957年1月) ……………以上第37巻第2・3号掲載

## 3 現行の労働紛議審理制度

まえおき

(1) 労働紛議の審理機関

(2) KTCによる紛議審理

イ 構成

ロ 権限

ハ 異議申立・審理期間

ニ 活動手続

ホ 執行手続……………以上第38巻第1・2号掲載

(3) Ф3MKによる紛議審理……………以下本号

はじめに

イ 構成

ロ 審理事項

ハ 異議申立・審理期間

ニ 審理手続

ホ 執行手続

## (3) Ф3MKによる紛議審理

はじめに

新規則はФ3MKを労働紛議審理の第2審機関として規定しているが、今日のФ3MKのこれにかんする審理機能を知るには新規則以後に制定された諸規則との関連のなかで考察する必要がある。

1957年12月17日のソ連邦共産党中央委員会の12月総会はその決定「ソ連邦労

組の活動について<sup>(1)</sup>」のなかで、労働者を生産管理に引入れ、経済・文化建設における労組の役割を向上させると同時に、労組が労働立法順守について国家的監督を行う権限を最大限に利用しなければならないことを指示した。この基本方針は1958年7月9日付のソ連邦閣僚会議と全連邦労組中央評議会確認の「工業企業・建設所・MTC・PTCの常設生産協議会にかんする規則」<sup>(2)</sup>および1958年7月15日付のソ連邦最高ソビエト幹部会確認の「ФЗМКの権限にかんする規則」<sup>(3)</sup>(1961年10月2日付で一部改正)のなかに具体化された。とりわけ、後者の規則は生産管理および労働者の労働条件・生活条件の改善面におけるФЗМКの権限を大幅に拡大し、特に紛議処理(なかでも解雇紛議の)におけるその権限を強化した点が注目される(後述)。

新審理手続にかんする規則の最も重要な特色は、個人的性質の労働紛議については企業管理部を義務付けるような決定を出す権限をФЗМКに付与した点にある。これによって現場の労組機関が対管理部との関係において直接労働者・事務職員にたいする法的利益の擁護機能を強化し、労働関係の領域における社会主義適法性を保障する役割を一層高めることになった。

旧規則下のФЗМКは労働紛議の審理機関ではなかった。時折、企業・施設に生じた個々の労働紛議について本質的な決定を出すこともあったが、しかしそれは決して今日みられるような法上の義務的な労働紛議審理機関であったわけではなかった。したがってその場合の決定も労組機関としての見解を表明したものにすぎず、道徳的拘束力はともかくとして、特に法的効力をもっていたわけではなかったので、РККや人民裁判所の裁定や判決のようにそれを別に強制執行することもできなかったわけである。<sup>(4)</sup>

ともかくФЗМКに労働紛議を本質的に審理する権限をあたえたことは、旧制

- (1) 1957年12月19日付「ブラウダ」紙。Сборник законодательных актов о труде. Госюриздат. 1959. стр. 9
- (2) Справочник профсоюзного работника. Профиздат. 1964. стр. 87—89
- (3) Там же. стр. 192—196
- (4) А. Е. Пашерстник: Рассмотрение трудовых споров. Москва. 1958. стр. 45  
なお、ФЗМКの法的・社会的機能の変遷については、これを別に歴史的に考察して  
みる必要がある。

度との根本的相違点であるといえる。このような権限を附与したことはΦ3MKのソビエト市民の労働の権利にたいする擁護機能を拡大し、労働立法違反と斗う労組機関の役割を一層強化したことになった。<sup>(5)</sup>このことはまた第20回党大会以来の勤労者の社会組織、とりわけ労組の権限拡大化の路線の1つのあらわれでもある。

### イ. 構成

KTCは法的性質からみれば、企業管理部と労組の共同審理機関であり、また労働者数15名以下の職場でも少くとも労組の組織者 организатор のいる企業・施設・組織ならばどこでも設置される(7条)。これにたいして、Φ3MKは組合員数15名以上の企業・施設・組織において設置されることになっている。この現在のΦ3MKの設置基準は1959年3月27日付のソ連邦労働組合第12回大会確認の「ソ連邦労組規約」第43条では組合員数25名以上となっていたのが、1963年11月1日の第13回同大会で組合員数15名以上と改正されたものである(同規約第47条)。このような設置基準の緩和策も、Φ3MKの権限強化により国家機能を小規模の社会団体までも漸次的に移譲していこうとする方策の1つのあらわれではないかとも考えられる。

なお、組合員数15名以下のためΦ3MKの設置できない企業・施設・組織においては、労働紛議の審理はKTCから直接人民裁判所に持込まれることになっている(24条)。

Φ3MKは各企業・施設・組織の基層労組組織の総会で秘密投票により選出され、その任期は1年である。Φ3MKの定数は各々の総会もしくは代表者会議 конференция で任意に定められる(1963年11月1日付第13回ソ連邦労組大会確認の「ソ連邦労組規約」第47条)<sup>(7)</sup>。

しかし、この定数についてはすでに1947年9月5日付のソ連邦労組中央評議

(5) В. И. Смолярчук: Порядок рассмотрения трудовых споров в СССР. Москва. стр. 49—50

(6) Справочник профсоюзного работника. Профиздат. 1962. стр. 147

(7) Справочник профсоюзного работника. Профиздат. 1964. стр. 158—159

会幹部会決定「労組機関における組織的大衆活動の改善について」第4条で「Φ3MKの定数を次のように定める。労働者500名以下の場合には5名乃至9名、1,000名以下の場合には9名乃至13名、3,000名以下の場合には11名乃至15名、3,000名以上の場合には15名乃至25名とする。職場委員会の定数は5名乃至11名とする」と一応の基準が出されている。<sup>(8)</sup>

Φ3MK開催の定足数は%の委員の出席を必要としている(労組規約第21条)<sup>(9)</sup>。またΦ3MKの任期前の改選は基層労組組合員の1/8の要請がある場合、および上級労組機関の決定がある場合におこなわれる(労組規約第19条)<sup>(9)</sup>。

#### ロ. 審理事項

個人的労働紛議審理の第2審機関としてのΦ3MKは新規則において次の2種の紛議を審理事項にしている。

(1) KTCで合意のえられない未解決の紛議を労働者が申立した場合(28条の1項)。

職場KTCの裁定に不服な労働者が全工場KTCへ申立したが、そこで合意のえられない場合には、申立人たる労働者は職場KTCの裁定についてΦ3MKへ

(8) これに関連するが、1957年11月10日付のソ連邦労組中央評議会幹部会の決定「労働組合製作所・工場・現地(職場)委員会について」では「しかし、ソ連邦中央評議会幹部会は常設のΦ3MKの組織を上から規制してしまうのはよろしくないと考える。

その結果は大企業でも小企業や施設でも全く同数の委員会が設置されている。このような状況は大抵の場合、基層労組機関の仕事の具体的な特殊性や条件を考慮しないで、ただ形式的に委員会を設置することになっている。

このような欠点を一掃し、Φ3MKの仕事にたいする同委員会の責任を高揚し、Φ3MKや職場委員会の仕事に労組活動家をより広範に誘引するためには、全連邦労組中央評議会幹部会は次のことを決定する。

Φ3MKが企業・施設の労組委員会の決定にもとづいて組織されることを確定すること。組織される委員会の定数とその構成員は具体的に諸々の条件やあれこれの実践的必要性を考慮してΦ3MKが決定しなければならない。……」と述べてΦ3MKの活動の画一化と動脈硬化をチェックしようという措置が色々と試みられていることを附言しておく。там же, стр. 179

(9) Там же, стр. 149-150

労組規約第19条 どのような労組機関といえども任期前の選挙は、組合員の1/8以上の要請がある場合、また上級労組機関の決定が行なう。

労組規約第21条 組合員の総会・労組代表者会議・労組大会および労組委員会や労組評議会の会議は組合員・代表者委員会もしくは労組評議会の委員の%の出席ある場合に開かれる。

異議申立をすることになるのは云うまでもない。<sup>(10)</sup>

(2) 労働者がKTCの裁定に不服で異議申立した場合(28条の2項)。

この場合Φ3MKとしては労働者の申立を却下してKTCの裁定を有効とするか、もしくはKTCの裁定を取消し、あらたに紛議の本質的な決定を行うことになる(29条)。

Φ3MKの審理する労働紛議のほとんど大部分は(2)の場合であって、(1)はごく少数のようである。<sup>(11)</sup> Φ3MKは主に以上2種の労働紛議を労働者の申立で審理するが、なお他に以下のものを審理事項にしている。

(3) 管理部の解雇申請

1958年7月15日付ソ連邦最高ソビエト幹部会令確認の「Φ3MKの権限にかんする規則」<sup>(12)</sup>は労働紛議の審理におけるΦ3MKの権限を特に大幅に拡大・強化した。すなわち同規則第10条はΦ3MKがKTCの裁定にたいする労働者の異議申立を審理する機関であることを再確認すると同時に、「労働者・事務職員はΦ3MKの同意なしに、管理部の発意で企業・施設・組織より解雇されることはない」として、労働者を解雇する場合のΦ3MKの同意権を規定した。

管理部に合法的解雇事由があっても一方的な労働者の解雇は許されず、まず管理部はΦ3MKにたいし解雇申請をしてその同意をうるが必要になった。これにより管理部の解雇申立の合法性および正当性を実質的に審査する権限がΦ3MKに付与されたものと一般に解釈されている。この第10条の適用・解釈をめぐる問題は今日かなり重要視されているので項をあらためて詳述する。

(4) 物質的損害補償にかんする紛議

Φ3MKの権限にかんする規則第10条にはその他に1961年10月2日付の改正で「Φ3MKは作業による不具その他の健康損傷によって労働者・事務職員に加えられた損失の企業・施設・組織による補償にかんする管理部の決定にたい

(10) В. Никитинский, А. Ставцева: Каким правами пользуются ФЗМК — Справочная книга —, Профиздат. 1964. стр. 139

(11) В. И. Смолярчук: Порядок рассмотрения трудовых споров в СССР. Москва. 1962. стр. 49

(12) Справочник профсоюзного работника. Профиздат. 1964. стр. 194

して行う異議申立をもまた審理する」という条項が附加された。

そのご、1961年12月22日付のソ連邦閣僚会議労働・賃金問題国家委員会およびソ連邦労組中央評議会幹部会決定確認の「職務上の労働災害やその他の身体傷害による労働者・事務職員の損害にたいする企業・施設・組織の補償規程」第6条は「企業・施設・組織の管理部は被災者もしくはその他の利害関係人の申立により、労働者・事務職員に、本人死亡の場合は補償を受取る権利のある被扶養者に相当類の支払をする決定を行う義務がある。被災者もしくはその他の利害関係人が管理部の決定に不服な場合、補償をうける権利あるいはその額にかんする紛議はΦ3MKで審議される。被災者もしくは利害関係人もしくは管理部がΦ3MKの決定に不服な場合、また企業・施設・組織に労組委員会のない場合には損害補償にかんする紛議は人民裁判所が審理する」と規定した。<sup>(13)</sup>

これによって、Φ3MKは職場でうけた労働災害あるいはその他の身体傷害の物質的損害の補償請求権や補償額にかんする紛議を審理する第1審機関となった。

#### (5) 社会保険にかんする紛議

Φ3MKは被保険者たる労働者と社会保険委員会間の社会保険の手当の算定や給付、また労働経歴などにかんする紛議を審理する。

Φ3MKの権限にかんする規則第11条は、「Φ3MKは企業・施設・組織の労働者・事務職員の国家社会保険を実施し、社会保険の手当を算定し、労働者・事務職員にたいする社会保障機関の年金の算定にその代表者を通じて参加し、労働者・事務職員をサナトリウムや療養所・休息の家に送り、労働者・事務職員およびその家族にたいする医療サービス機関を点検する。

Φ3MKは企業・施設・組織の社会保険料の適時の支払を監督し、必要な場合には所定の手続により保険料の強制徴収を行う。

Φ3MKが労働者・事務職員の労働不具もしくは職業病を管理部の労働保護

(13) Государственное социальное страхование — сборник официальных материалов — Профиздат. 1963. стр. 285

規定あるいは安全技術規定違反の結果であると認めた場合、ΦЗМКはこれら不具もしくは罹病にかんする一時的労働能力喪失手当支払の費用を企業・施設・組織が非訟手続 в бесспорном порядке で国家社会保険の予算に補償するよう管理部を義務付ける決定を下す。」と規定している。

これらの紛議はすべて紛議当事者にたいして上級の労組機関が審理することになっている。例えば、労働者と社会保険委員会間の紛議はΦЗМКが、労働者とΦЗМК間の紛議は労組州委員会もしくは労組評議会<sup>(14)</sup>がそれぞれ審理するのであり、裁判機関や調停機関では審理されない。

なお、社会保険委員会は従業員100名以上のあらゆる企業・施設・組織に設置されることになっており、同委員会の任務や活動手続については1962年1月5日付全連邦労組中央評議会幹部会確認の「社会保険委員会規則」に規定されている<sup>(15)</sup>。しかし、これらの紛議の審理手続や裁決の執行はКТС・ΦЗМКや人民裁判所の普通の労働紛議審理手続とは根本的に異なっているようである。

なお、これ以外にΦЗМКの審理事項に属するものには次の場合がある。КТСの裁定につきΦЗМКが強制執行証書を交付する場合、たんに形式的にこれを交付するのではなくて実際にはΦЗМКが同裁定の適法性を点検することになっている(後述)。またΦЗМКはКТСの裁定にたいして検事の異議申立がある場合これを審理する。

(14) Советское трудовое право. под редакцией доцента В. С. Андреева. издательство <Высшая школа> Москва. 1965. стр. 316 および В. Никитинский, А. Ставцева: Какими правами пользуются ФЗМК, Профиздат. 1964. стр. 199

(15) Справочник рофсоюзного работника. 1964. стр. 311, В помощь комиссиям ФЗМК — библиотечка профсоюзного активиста — 20(92), Профиздат. 1964. стр. 26 および Государственное социальное страхование — сборник официальных материалов — Профиздат. 1963. стр. 26

社会保険委員会規則第2条「社会保険委員会はΦЗМКのもとに100名以上の労働者・事務職員がいる企業・施設・組織に組織される。労働者がそれ以下の企業・施設・組織では同委員会はΦЗМКの決定により必要が生じた場合に組織される。労働組合職場委員会のある職場に社会保険職場委員会が組織される。ΦЗМКのもとに社会保険委員会のない企業・施設・組織には同職場委員会も組織されない。社会保険委員会の組織のない企業・施設・組織には、国家社会保険の一切の実務は保険代表委員を加えてΦЗМКが直接行う。」

Φ3MKは大体次の紛議を審理することができない。

1. 新労働条件の設定にかんする紛議
2. 予めKTCの審理をへていない紛議

この場合Φ3MKを第1審とする紛議などを除くのは云うまでもない。例えば、前述の職務上の健康損害により労働者・事務職員に加えられた損失の補償にかんする紛議。

3. 職場KTCでは審理されたが、全工場KTCで未審理の紛議。
4. KTCの裁定にたいする管理部の異議申立。

例えば、労働者が企業に加えた物質的損害の賃金控除に労働者が不服な場合、管理部は14日以内にKTCに異議申立できることを例外的に認めているが(労働法典第83条の2)、そこで合意がえられないとか賃金控除を否認した場合、管理部は同裁定についてさらにΦ3MKに異議申立できないし、またΦ3MKはこのような申立を審理する権限をもっていない<sup>(16)</sup>。

5. Φ3MKの既に同意した解雇問題をΦ3MKが再び審理することはできない。

なお、年金問題はKTC・Φ3MK・人民裁判所とも審理しない。

#### ハ. 異議申立・審理期間

労働者がKTCの裁定に不服な場合、もしくはKTCで合意がえられないため紛議が未解決の場合のΦ3MKにたいする異議申立期間はいずれも10日以内である。特に前者の場合はKTCの会議の議事録の抄本が交付された日から10日以内という規定がある(23条・24条・27条)。

もし、異議申立期間の10日後にΦ3MKに申立があった場合は、申立の遅延の原因をΦ3MKの会議で審理した後にはじめて受理される。その原因が病気とか出張とかの正当事由のある時には紛議を受理するが正当事由のない場合は期限切れを理由に申立の審理の拒否の決定を下すことになる<sup>(17)</sup>。

(16) В. В. Караваев, А. М. Кафгановская, Р. З. Лившиц: Разрешение трудовых споров — Комментарий — Госюриздат. 1960. стр. 103

(17) В. Никитинский, А. Ставцева: Какими правами пользуются ФЗМК. 1964. стр. 140—141



なお、職務中の労働者の災害の物質的損害補償<sup>(18)</sup>にかんする紛議についてのΦ3MKへの異議申立期間は確定されていない。

Φ3MKでの紛議審理期間はKTCのそれとは異り、7日以内である(28条)。

Φ3MKの決定に労働者が不服な場合は、同決定の抄本を受取った日から10日以内に人民裁判所に提訴する(31条)。管理部も同一期間中に人民裁判所へ提訴できるが、ただしそれはΦ3MKの決定が現行労働立法に違反していると考えた場合に限られる<sup>(19)</sup>(32条)。この場合管理部としてはΦ3MKの決定が違法なのなどの個所か、またどのような法令に違反するのかを具体的に明示しなければならない。「Φ3MKの決定が現行法に違反するや否やの問題は人民裁判所による紛議の本質的審理によって決定される」(1957年9月13日付のソ連邦最高裁判所総会の解釈)。

Φ3MKがなく、したがって労働組合オルグしかない企業(7条)では、労働紛議はKTCから直ちに人民裁判所へ持込まれる(24条)。

## 二. 審理手続

Φ3MKで受理される労働紛議は予めKTCの審理をへたものであることが前提要件となる。Φ3MKが労働紛議を本質的に審理する権限をもち、また労組職場委員会にたいしあらゆる面で指導的地位にあるといっても、原則として紛議審理の第1審機関たりえないし、またKTCの代りをすることもできない。

しかるに実際にはKTCで未審理の労働者の申立をΦ3MKが審理の対象にしている違法な事例がよくあるようである。例えば、グロドネンスク州ではΦ3MKがKTCに代って先ず事件をΦ3MKで審理し、その後しばらくたってKTCがまた再審しているようなことがある。ポドリスク機械工場では労働紛議が第

(18) Советское трудовое право. под редакцией доцента В. С. Андреева издательство <Высшая школа> Москва. 1965. стр. 322 および

В. В. Караваев, А. М. Кафтановская, Р. З. Лившиц: Возмещение ущерба, причиненного здоровью рабочих и служащих — Комментарий — Юридическая литература, Москва. 1963. стр. 73

(19) Н. Г. Александров: Советское трудовое право. Госюриздат. Москва. 1963. стр. 359

1 審の KTC で予め審理されないで工場委員会で処理された事例がある。<sup>(20)</sup> ともかく KTC の審理をへない紛議にたいして行う Φ3MK の決定が違法であり、かつ無効であることは既述の通りである。

Φ3MK にたいする異議申立は労働者のみができ、管理部には普通許されていない。<sup>(21)</sup> KTC の決定に不服な場合は労働者のみが原告になりうる。Φ3MK は KTC の裁定にたいする管理部の申立を審理しない。

また関係労働者の申立もないのに KTC で未解決の労働紛議を Φ3MK が再審するわけにはいかない。同様に関係労働者が KTC の裁定にたいして異議申立もしないのに勝手に KTC の裁定を取消したり変更する権限は Φ3MK がない(ただし、強制執行証書交付申請の場合は別)。それにも拘らず実際には時々労働者の申立もないのに Φ3MK が自己のイニシアチブや管理部の要請だけでその裁定を取消すといった違法な事実もみられる。<sup>(22)</sup>

Φ3MK に KTC で審理された労働紛議に対して直接監督機能があるわけではない(ただし、労働者の強制執行交付の請求に伴って実質的監督権はもつ)。労働紛議の審理にさいして Φ3MK は KTC の裁定の内容と無関係に独自の本質的な決定を下さねばならない。

労働紛議にかんする Φ3MK の決定が法的効力をもつための定足数は、既述したように Φ3MK 委員の 3/5 である。すなわち、Φ3MK は 3/5 の委員の出席ある場合に紛議審理のための会議を開くことができる(労組規約第21条)。

Φ3MK の議長はその他の Φ3MK の委員と同様の権限をもっている。<sup>(23)</sup>

労働紛議にかんする Φ3MK の審議はすべて公開される。組合員なら誰でも会議に出席できるが、決定採択のための票決には Φ3MK 委員しか参加できないのは云うまでもない。このように審理が公開され、合議制の原則が守られること

(20) <Гродненская правда> 29 декабря 1958.

В. И. Смолярчук: Порядок рассмотрения трудовых споров в СССР. 1962. стр. 50

(21) Советское трудовое право. издательство <Высшая школа> Москва 1965. стр. 322

(22) Я. Л. Киселев: Основы трудового законодательства СССР. издательство <Высшая школа> Москва. 1964. стр. 228

によってはじめて、労働紛議審理のさいのミスも避けることができるわけである。ところがこのような手続がとられずに実際には、労働者の解雇といった重要問題がΦ3MKで合議されずに同議長の独断で個人的に処理されている違法な事実も少なくないと報告されている。<sup>(23)</sup>

Φ3MKが労働紛議を迅速かつ適確に処理するためには、それ相当の準備が必要である。この準備はΦ3MKの議長が行う場合もあれば、その委任をうけてΦ3MKの委員の1人が行う場合もある。しかし後者の場合、すでにKTCの紛議の審理に参加して当該紛議について一定の意見をもっている委員は除外すべきであるとか、労働者の要求を拒否するような裁定を出したKTCの会議に出席したΦ3MK委員はこのような準備作業に参加すべきでないといった説もある。<sup>(24)</sup>このような配慮がなされるのもΦ3MKの審理がKTCのそれとは別に独自に行われるべきであると云う考え方から出たものであろう。

紛議の審理はKTCの場合(15条)と同様、原則として関係労働者の出席のもとで行われなければならないが、病気・出張などのため出席できない場合は、Φ3MKの労働紛議の審理は延期される。

Φ3MKがKTCの裁定にたいする労働者の申立を審理するにあたっては、①その裁定が現行労働法規に違反していないか。②KTCでの審理のさいに審理手続が十分守られたか否かを十分点検する。Φ3MKがKTCの裁定を取消す必要なしと判定した場合は、申立を却下してKTCの裁定を有効にする。同裁定を違法と判定した場合はこれを取消し、新しく紛議の本質的な決定を下すことになる(29条)。

以上の審理に際して、Φ3MKは当該紛議にかんする管理部の提案を予め聴取り、必要とあらばKTCですで行われたと同じように証人を召喚したり、管理部に書類や計算書の提出を命じる権限をもつ。KTCで未解決の紛議を審理する場合も、Φ3MKはあらゆる関係資料を調査し、関係労働者の申立と管理部の提案をきいた上で紛議の本質的な決定を行うことが義務付けられる(30条)。

23) <Коммунист> 25 ноября 1958.

24) В. Никитинский, А. Ставцева : Какими правами пользуются Φ3MK. Про физдат. 1964. стр. 141

労働紛議にかんするΦ3MKの決定はどのような場合でも現行労働立法・団体協約・労働契約・内部労働管理規則・現行の訓令・規則に理由付けられ、それらに立脚したものでなければならない。Φ3MKが現行法規にもとずき、その法的根拠を明記した決定を下すのを避けて内々裡に管理部にたいして色々斡旋なり運動をして、紛議を非公式に処理しようとした事例が屢々みられる。これはΦ3MK委員が十分労働法規に通曉しないでその適用・解釈に自信がないためでもあるが、このような事がかえって、労働紛議審理の適法性をあいまいにし、その本質的な解決を引延す原因の1つになっているのである。したがって、労働紛議にかんするΦ3MKの現在の活動を改善する最良の方法は、Φ3MK委員に現行労働立法を十分学習させることであるとも云われている<sup>(25)</sup>。

金銭上の請求にかんする紛議の場合は、労働者に支払われる正確な金額をその決定のなかに明記しておかねばならない(20条)。

新規則第21条は「金銭上の要求にかんする紛議の審理のさい、委員会は申立を行うまでの期間中支払わるべき額を労働者に支給する裁定をだす権利をもつ。ただし、その期間は3ヶ月をこえてはならない。利用されなかった休暇の補償にかんする問題については遡って2労働年度をこえてはならない」と規定している。本条の適用・解釈をめぐる色々な論争がなされていることは既述したが、1963年8月29日付でソ連邦閣僚会議付属の労働・賃金問題国家委員会と全連邦労組中央評議会事務局は、本条は労働者が金銭上やその他の要求をKTCにたいして行う申立の時効期間を規定したものではないという意味の行政解釈を出した<sup>(26)</sup>。これにより賃金・賞与・追加金・未払金などについて労働者が何時申立をしようとも3ヵ月以内に限りて支給されることになった。例えば小鍛冶コズロフは1963年の1月・4月・5月と3ヵ月間超勤したが、同年12月に彼はKTCにたいして同期間中の超勤手当の支払請求にかんする申立をした。ところがKTCは申立直前の3ヵ月間申立人コズロフは何ら超勤をしていない

(25) В. И. Смолярчук : Порядок рассмотрения трудовых споров в СССР. 1962. стр. 55

(26) <Бюллетень государственного комитета Совета Министров СССР по вопросам труда и заработной платы> 1963. No. 10, стр. 11

としてこの申立を却下した。Φ3MKはこのKTCの裁定を取消して、現行法はKTCにたいする申立の時効期間を何も規定しているわけではないとしてコズロフの要求をみとめた事例がある。<sup>(27)</sup>

利用されなかった休暇の補償にかんする問題の場合は遑って2労働年度以内で支給される。極北地区やそれに類似した地方では3労働年度をこえてはならないことになっている。

労働紛議にかんするΦ3MKの決定の採択は同会議に出席した委員の単純多数決投票によって行われる。Φ3MKはKTCの場合と異り、そこで審理される紛議がどのようなものであっても、それに対して何らかの決定を出すことが義務付けられており、紛議を人民裁判所へ移送したり、また決定の採択を回避するようなことはできない。そうでないと労働者としては紛議解決のため裁判所にたいして上訴権を行使できないからである。<sup>(28)</sup>

労働紛議にかんしてΦ3MKが一度採択した決定は管理部や労働者の要請によっても、検事の異議申立によっても、また自己の発意でも取消することができない。またどのような上級労組機関といえども労働紛議にかんするΦ3MKの決定を取消す権限をもっていない。かつては、州・地方・共和国等の上級労組機関は監督手続でPKKの裁定を取消していたが、今日ではKTC・Φ3MKの裁定にたいして上級労組機関はこのような権限をもっていない。

ソ連邦労組規約によると下級労組は上級労組に従属する。換言すればすべてのΦ3MKは州・地方・各共和国の産業別労組委員会に従属しているが、このことは上級労組機関がかつてのようにΦ3MKの紛議審理活動にたいしてまでも監督権をもつという意味ではない。上級労組は労働紛議の審理についてコントロールの機能をもつにすぎない。<sup>(29)</sup>上級労組としてはΦ3MKの労働紛議審理にかんする活動を組織化するとか、Φ3MK・KTCの各委員とゼミナールをもって彼らを

27) В. Никитинский, А. Ставцева : Какими правами пользуются ФЗМК. Профиздат. 1964. стр. 144

28) Советское трудовое право. издательство <Высшая школа> Москва. 1965. стр. 322

29) А. Л. Эпштейн : Новый порядок рассмотрения трудовых споров <Сове-

指導教育するとか彼らの活動一般を点検するにすぎない。すなわち、労組評議会・労組中央委員会・労組州委員会にはKTC・Φ3MKの労働紛議の審理活動を社会的にコントロールすると同時に、それら各委員会の紛議解決を援助するとか、その経験を相互に交換しあって紛議発生の原因を究明してその一掃に努める義務がある。<sup>(30)</sup>

KTC・人民裁判所での労働紛議の審理の場合労働者は忌避申立の権利をもつが、Φ3MKでの審理にはこの権利をもたない。その理由はΦ3MKの委員を忌避しても誰もそれを代行できないからだと言われているが、<sup>(31)</sup>その他にΦ3MKの委員は総会での選挙で選出され、またその決定がKTCの裁定の場合と異って既述のように多数決投票で採択されるからでもあろうと考える。

なお、本項で当然ふれるべきはずのΦ3MKの決定の法的性質および解雇問題にかんするΦ3MKの審理手続（Φ3MK規則第10条の適用上の問題）などについては今日注目されている重要な問題でもあるので別項で詳論する。

#### ホ. 執行手続

Φ3MKの決定はその執行期日の指定がない時には管理部によって10日以内に執行される点、KTCの裁定の執行の場合と同様である（35条）。

Φ3MKはKTCで未解決の紛議、およびKTCの裁定に不満な労働者の申立を審理する以外に、KTCの裁定を管理部が執行しなかった場合強制執行証書を交付する権限をもっている（36条）。管理部が10日以内にこのΦ3MKの決定を執行しない場合は同決定が出てから1ヵ月以内に関係労働者の請求により（38条）Φ3MKは強制執行証書を交付する。同証書は3ヵ月以内に執達吏に提示して強制執行される（39条）。しかし、管理部もしくは労働者が10日以内に人民裁判所へ提訴した場合には、このΦ3MKの決定の強制執行証書は交付されない（37条）。

гское государство и право>1957г. No. 7 стр.60

(30) 1957年8月17日付ソ連邦労働組合中央評議会幹部会決定確認の「労組共和国・地方・州評議会規程」Справочник профсоюзного работника. Профиздат. 1964. стр. 172 「労組評議会は労組機関や経営機関における労働者・事務職員の手願や異議申立の審理を監視する」

(31) В. В. Караваев, А. М. Кафгановская, Р. З. Лившиц:Разрешение трудовых споров—Комментарий—Госюриздат. 1960. стр. 111

管理部が不当解雇や不当転職させられた労働者の復職にかんするΦ3MKの決定を執行しない場合には、Φ3MKは復職の決定が出た日からこの決定が管理部によって実際に執行される日までの強制的休職期間中の賃金や賃金差額を支払う決定を出す(40条)。

なお、各支部にKTCが設置されている場合(例えばソフホーズに屢々みられるように)その裁定の強制執行証書の交付ができるのは、各支部の労組委員会 отделенческий комитет порфсоюзаではなくてその上部にある労働者委員会 рабочие комитетである<sup>(32)</sup>。

Φ3MKは強制執行証書の交付の際、KTCが法定の審理手続を順守したか否かをまず十分審査した上で行うのであり、もし違反がある場合は交付しない。すなわち、本来KTCの審理事項でないものを審理の対象にしている場合とか、KTCの会議の管理部・労組代表の構成や裁定の採択方法が違法な場合には同証書は交付されない<sup>(33)</sup>。

KTC・Φ3MKの裁定および決定の強制執行証書の交付手続について従来から色々説がわかれている。

まずア・エリ・エブシュタイン(第1説)は「KTCの裁定の強制執行証書の交付の問題はΦ3MK議長1人で解決するのではなくて労組委員会の会議で審議すべき性質の問題である。Φ3MKがKTCの裁定を違法と認定した場合は同裁定の取消の決定をして、紛議を本質的に解決しなければならない。新しい労働紛議審理規則では明記されていないが、KTCの活動にたいする労組機関の監督はKTCの裁定をΦ3MKがそのイニシアチブによって取消す権限のうちにあらわれている。ソビエトの労働紛議審理制度の歴史をみると、PKKの裁定を強制執行する場合、強制執行証書を交付する権限をもっていた機関(労働人民委員部・共和国・地方・州・中央の労組委員会)はその交付を拒否したり、また自己のイニシアチブで監督手続によりPKKの裁定を審理する権限をもつ

(32) Д. Бурнашева: Что надо знать сельскохозяйственным рабочим и служащим о разрешении трудовых споров. Профиздат. 1964. стр. 37

(33) А. Фастыковский: Профсоюзному активисту о трудовом законодательстве. Профиздат. 1964. стр. 328

ていた。<sup>(34)</sup> KTCの裁定が違法であるにもかかわらず、Φ3MKが機械的にKTCの裁定の強制執行証書を交付するというのは不合理ではなからうか<sup>(35)</sup>と述べ、同証書交付の権限をもっている現在のΦ3MKは、現行法上の規定がなくともかつて同一権限をもっていた上級労組機関と同様 KTC (かつてはPKK)の行う労働紛議の審理活動を監督する必要があることを強調する。

以上のエプシュタインの主張にたいして、アレクサンドロフは次のような批判を加える(第2説)。

「ア・エリ・エプシュタインは強制執行証書の交付の問題はΦ3MKの会議で審理すべきであると考えている。この説は何ら法的根拠がない。新審理手続規則第19条はKTCの裁定は義務的効力をもち、何らの確認も必要としないと規定している。あらゆる場合に同証書の交付の問題をいちいちΦ3MKの会議で審理するようではKTCの裁定の執行をいたずらに遅延させ、その権威を弱めはしないだろうか」「このような交付の問題をΦ3MKの会議をひらいて審理すべきであるという規定は新審理規則のどこにもない。したがって、KTC・Φ3MKの裁定や決定の強制執行証書交付の問題はΦ3MKの議長もしくはその代理人によって解決できる」とし、次に「KTCの裁定を違法とみた場合は、Φ3MKの議長にΦ3MKにたいし申立をする権限を附与すべきではないか」と提案<sup>(35)</sup>している。

第1説は旧審理制度ではPKKの裁定を上級労組機関が監督手続で取消していたように、今日でも強制執行証書の交付に関連してΦ3MKのイニシアチブでKTCの裁定を取消することができる(しかし、労働紛議審理にかんするΦ3MKの決定について上級労組機関はかつてのような監督権を有しないことを同時に強調<sup>(36)</sup>する)、また同証書交付の問題はまずΦ3MKの会議で審理すべきであると考

(34) 1929年1月21日付のソ連邦労働人民委員部決定「PKK、調停委員会、仲裁裁判所の決定の強制執行手続について」第4条<Известия НКТ СССР>1929г. No. 6 стр. 158

(35) Н. Г. Александров : Советское Трудовое право. Москва. 1963. стр. 360

(36) 「新規則施行以前には、州・地方・共和国・中央労組委員会は監督手続によってPKKの裁定を取消することができた。現在労働紛議にかんするKTCの裁定やΦ3MKの決定について、これらの上級労組機関は、このような権限をもっていない。」А. Л. Эпштейн : Новый порядок рассмотрения трудовых споров. <Советское государство и право> 1957г. No. 7 стр. 60



える。

これに対して第2説は新審理規則第19条を根拠にKTCの裁定の自主性を或程度尊重し、KTCの裁定の強制執行証書はΦ3MK議長<sup>(37)</sup>の責任において交付すればよい。ただし、この場合Φ3MK議長にKTCの裁定の適法性の認定権を先ずあたえ、同議長が違法と考えた場合にΦ3MKの会議の審理に持込めばよいという考えのようである。

次に便覧では(第3説)以上の2説の折衷的解釈をしている。「KTCの裁定の強制執行証書の交付にかんする労働者・事務職員の申立はΦ3MKの議会で審理される。これによってΦ3MKは証書交付前にKTCの裁定の適法性を点検することができる。Φ3MKがKTCの裁定を違法と認定した場合は、それを取消し証書の交付を拒否する決定を下す。このようにして、KTCの裁定の強制執行証書をΦ3MK議長が交付する根拠になるのはΦ3MKの決定である。Φ3MKそれ自身の決定の強制執行証書はΦ3MK議長もしくはその代理人が個人的に交付する」このように第3説は証書交付にはまずΦ3MKの会議での審理を必要としている点は第1説と同じであるが、議長が形式的な証書交付事務の担当者すぎない点、第2説とも異っている。

次にΦ3MKが労働紛議の裁定を取消することができるのはどのような場合なのか、労働者の申立によるのか、それがなくともΦ3MK自身のイニシアチブで取消せるのか。この問題も本来Φ3MKとKTCの紛議審理の権限をめぐる法的関係にかんする重要な問題であるが、審理規則のコメンタールは次のように解釈している。

「新規則第36条を条文通りに解釈すると、Φ3MKは労働紛議を審理したKTCの構成および同裁定の適法性のいかに拘らず管理部長が裁定を執行しない場合はすべてそれを強制執行する証書を交付することになっている。だが実際にはΦ3MKがこの交付の問題を会議で審理する際には、普通管理部長がKTCの裁定の執行を遅延させたという事実と共に、同裁定の適法性と法的根拠も点検する。

(37) В. Никитинский, А. Ставцева :Какими правами пользуются Φ3MK.

— Справочная книга — Профиздат. 1964. стр. 147

KTCの構成とか同裁定が違法であると断定した場合には、Φ3MKは同証書の交付を拒否しKTCの裁定を取消して当該紛議を本質的に解決する決定を出す。

Φ3MKがKTCの裁定を取消しめせず、また当該紛議の本質について決定も出さずにKTCの裁定の強制執行証書の交付を拒否することは、労働者・事務職員から人民裁判所への提訴権を奪うことになる。

Φ3MKが同証書を交付する代りにKTCの裁定を取消した場合労働紛議を裁判手続で審理できるかどうかという問題については裁判慣行では是認されている。

グルシコ女史は医師として勤務していたが労働法典第47条の4項（被傭者が正当の理由なくして系統的に契約または内部管理規則によって課せられた義務を履行しない場合）により解雇された。この解雇を不当として彼女はKTCに異議申立をした結果、同委員会は彼女を復職させることにした。

グルシコ女史はKTCの裁定の強制執行証書の交付をΦ3MKに請求したが、Φ3MKはこの申立を審理した後KTCの裁定取消の決定を出し同女史の復職をみとめなかった。そのご同女史は人民裁判所へ提訴した。

ハバロフスク市中央地区第2区の人民裁判官は、Φ3MKは審理手続にかんする規則第24条に違反している。同条によるとΦ3MKがKTCの裁定を取消せるのはΦ3MKのイニシアチブによるのではなく、労働者の申立によってはじめて行えるとして同女史の訴訟を受理しなかった。ハバロフスク<sup>クライ</sup>地方裁判所民事合議部はこの訴訟却下にかんする人民裁判官の決定を有効とした。ハバロフスク<sup>クライ</sup>地方裁判所幹部会は地方検事局の異議申立を拒否した。

ロシア共和国最高裁判所民事合議部はこの異議申立により同事件を審理した結果次のような判決を下した。

『労働紛議審理手続にかんする規則第28条の2によれば、Φ3MKはKTCの裁定にたいする労働者の異議申立がある場合に紛議を審理することができる。しかしΦ3MKがKTCの裁定を労働者の申立によらずに取消したからといって、労働者が人民裁判所に提訴する権利を失うことにはならない。

グルシコ女史の提訴を却下した裁判所の事由は、Φ3MKが決定を下した紛議は裁判所が審理できるとした1957年9月13日付のソ連邦最高裁判所総会の決定

第1条に違反している。同条の意味は、労働紛議が裁判所で審理されるのは労働者・Φ3MKのうちいずれのイニシアチブで紛議がΦ3MKで審理されるようになったかということとはかかわりがない。ただ裁判所で労働紛議が審理されるためには予めKTCとΦ3MKの審理をへることか必要であるという意味である。このような前提要件は当該事件の場合順守されている。以上のような状況のもとでは裁判所がグルシコ女史の提訴を却下する根拠はない<sup>(38)</sup>!

かくしてロシア共和国最高裁判所民事合議部はグルシコ事件を本質的に審理するよう原人民裁判所に差戻した<sup>(39)</sup>!

以上の引用から判明することは、屢々労働法テキストで労働者の申立のある時にのみΦ3MKは労働紛議を審理すると述べていることの意味は、管理部からの異議申立は審理しないということに対して云っていることであって、Φ3MKは何も労働者の申立ある時しか紛議を審理できないということではない。また最高裁判所の判決の立場はΦ3MKのイニシアチブによる紛議の審理を是認している。このことは要するに紛議審理についてKTCにたいしΦ3MKが実質的に監督機能をもつことを容認したものと云えよう。(未完)

(38) Г. Добровольский : Практика верховного суда РСФСР по трудовым спорам <Социалистическая законность> 1959г. No. 11 стр. 26

(39) В. В. Караваев, А. М. Кафгановская, Р. З. Лившиц : Разрешение трудовых споров — Комментарий — Госюриздат. 1960. стр. 176—177